

受講料無料

京都イチの実習施設を誇る京都福祉専門学校で2年間学び  
介護福祉士国家資格を取得するチャンス!

京都福祉専門学校

長期高度人材育成コース

# 介護福祉士養成科

京都福祉専門学校コース  
(定員5名)

厚生労働大臣の指定した養成施設において2年間、介護福祉士として必要な知識及び技能を習得し、介護福祉士の資格を有する専門的な人材として就職していただくために実施します。

訓練期間

2025年4月～2027年3月(2年間)

募集期間

2025年2月3日(月)～3月3日(月)

受験資格

受講対象者は、公共職業安定所(ハローワーク)にて求職申込をされている、高等学校卒業以上の方(同等の資格含む)であって、以下の条件**全てに該当する方**です。(京都府外にお住まいの方も対象です)

- ① 介護福祉士を取得する明確な意思があり、正社員就職を希望する方
- ② ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングにより受講が必要と認められた方

※令和7年3月に卒業予定の新規学卒者及び令和6年3月学卒未就職者は除きます。

自己負担額

受講料は無料ですが、テキスト代や学生保険等に関して下記の費用が必要になります。  
1年次:91,000円程度      2年次:16,000円程度

説明会開催

まずは本校までご相談ください

【会場】 京都福祉専門学校<完全予約制>  
(宇治市小倉町春日森25番地 / 電話:0774-21-7088)

【日程】 右カレンダー、黄色の日程  
1月26日、2月8日、22日はオープンキャンパス開催

【申込】 本校ホームページよりお申し込みください



週末のオープンキャンパス申込



平日の個別相談申込

2月		校内説明会開催日				
日	月	火	水	木	金	土
1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

京都高等技術専門学校  
合同説明会

【会場】 京都高等技術専門学校 (京都市伏見区竹田流池町121-3 / 電話:075-642-4451)  
【日程】 2025年2月12日(水)10時開始(11時30分終了) 参加申込不要

来校時は校内の駐車場・駐輪場をご利用いただけます。お申込み・その他ご相談は電話や本校公式LINEでも受付中です。(TEL)0774-21-7088



LINE

京都 宇治にある【介護福祉士】養成の単科校



# 京都福祉専門学校

まずはオープン  
キャンパスに  
行ってみよう



国家試験 合格率 **94.6%**  
(2024年実施)

就職率 **100%**

## 介護福祉科 (2年制)

京都イチの実習施設が生む本格派の学び。  
国家資格【介護福祉士】資格取得を目指します。

介護福祉士は、誰かの幸せを支える仕事。笑顔とやりがいがあり、だからこそ楽しい。あなたの笑顔と優しさは、きっと大きな力となって誰かを支えることができます。

## 京都福祉専門学校をオススメする理由

### 国家試験合格率 京都1位の実績

2024年実施の国家試験合格率は、京都1位の94.6%を達成しました。

### 豊かな教養と人間性を 育てる特色ある授業

確かな知識と技術を支える土台を京都福祉だけの特色ある授業で身に付けます。

### 京都イチの実習施設 で本格派の学び

京都府内最高の実習室をはじめ、充実の施設で集中して学ぶことができます。

### 自転車・バイク 通学が可能

学生用駐輪場の利用が可能。自転車やバイクでの通学が可能です。

この他にも、オススメする理由がたくさんあります。まずは明日にでも、京都福祉専門学校にお越しください。



学校法人 南京都学園

## 京都福祉専門学校

文部科学大臣認定 職業実践専門課程

〒611-0042

京都府宇治市小倉町春日森25番地

TEL. (0774)-21-7088

e-Mail: kyoto-fukushi@mkg.ac.jp



近鉄京都線「小倉」駅から、楽しく歩いて12分♪

● 京都駅	23分
● 烏丸御池駅	28分
● 国際会館駅	41分
● 高の原駅	21分
● 大和西大寺駅	28分

近鉄  
小倉駅

学校の場所は  
Google マップで  
ご確認ください



## 【公共職業訓練 (ハロートレーニング) 委託訓練についてのお問い合わせ先】

京都府立 京都高等技術専門校

☎612-8416 京都市伏見区竹田流池町121-3 (TEL) 075-642-4451

公共職業訓練として2年間の受講料が無料。一定条件を満たす方には、訓練期間中、雇用保険による手当等の援護措置があります。詳しくは公共職業安定所 (ハローワーク) にてお問い合わせください。